

京都市地域リハビリテーション推進センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第110号

京都市地域リハビリテーション推進センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市地域リハビリテーション推進センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条相談課の項第6号中「補装具」を「補装具費の支給の要否の判定及び補装具の適合判定」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)